

令和5年第3回川西町 議会定例会会議録

令和5年9月20日 水曜日 午前11時01分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊藤 進

出席議員（13名）

1番 茂木 晶 君	2番 鈴木 孝之 君
3番 寒河江 寿 樹 君	4番 遠藤 明子 君
5番 渡部 秀一 君	6番 寒河江 司 君
7番 吉村 徹 君	8番 鈴木 幸廣 君
9番 神村 建二 君	10番 橋本 欣一 君
11番 高橋 輝行 君	12番 伊藤 進 君
13番 井上 晃一 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 奥村 正隆 君
安全安心課長 前山 律雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課長 安部 博之 君	政策推進課長 鈴木 優徳 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康子育て課長 小林 俊一 君
産業振興課長 内谷 新悟 君	農地林務課長・ 農業委員会 事務局長 佐藤 賢一 君
地域整備課長 大河原 孝如 君	教育文化課長 金子 征美 君
財政主幹 石田 英之 君	

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 4 号)

令和5年9月20日 水曜日 午前11時01分開議

日程第 1 議第76号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第75号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)までの付託議案の審査報告について

(総務文教常任委員会委員長)

(産業厚生常任委員会委員長)

(予算特別委員会委員長)

日程第 2 議第62号 令和4年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第68号 令和4年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの付託議案の審査報告について

(決算特別委員会委員長)

日程第 3 発議第15号 「川西町議会こどもまんなか応援サポーター宣言」に関する決議

日程第 4 発議第16号 議員の派遣について

日程第 5 発議第17号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議

日程第 6 請願の審査報告

請願第2号 JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備推進にかかる請願

(総務文教常任委員会委員長)

日程第 7 発議第18号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回川西町議会定例会第20日目の会議を開きます。

(午前11時01分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第76号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第75号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第76号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第75号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該10議案については、本定例会第1日目の9月1日本会議において、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしましたものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

初めに、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長渡部秀一君。

渡部秀一君。

(総務文教常任委員会委員長 渡部秀一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、総務文教常任委員会付託議案審査を報告させていただきます。

令和5年9月1日、第3回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

- 1、審査日程。
- 2、議案の説明のため当局より出席した者。
- 3、付託議案につきましては記載のとおりでございます。
- 4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果でございます。

(1) 議第76号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、当該感染症に対する特殊勤務手当を廃止する旨の説明を受けた。

(2) 議第77号 川西町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

町立小学校の学区再編により、令和5年度末で川西町立玉庭小学校を閉校する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

以上です。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第76号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第77号 川西町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長遠藤明子さん。

遠藤明子さん。

(産業厚生常任委員会委員長 遠藤明子君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 それでは、産業厚生常任委員会付託議案審査報告を申し上げます。

令和5年9月1日、第3回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

- 1、審査日程。
- 2、議案説明のため当局より出席した者。
- 3、付託議案については記載のとおりであります。
- 4、付託された議案についての審議及び意見等の結果。

(1) 議第78号 川西町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について。

都市計画審議会の委員について、幅広い年代層の町民や企業等からの参画機会を拡大するため、委員構成の見直しを図る旨の説明を受けた。

委員の選任に当たっては、審議会において多様な意見が聴取できる委員構成とし、公募や女性の委員登用が拡大されるよう意見を付した。

以上、本議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経

過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第78号 川西町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決でございます。産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長吉村 徹君。

吉村 徹君。

(予算特別委員会委員長 吉村 徹君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る9月1日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第69号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第3号)、議第70号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第71号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第72号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議第73号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第74号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議第75号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)、以上7議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含

め詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された7議案はいずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第69号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第3号）、議第70号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第71号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第72号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第73号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第74号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第75号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）、以上7議案につきまして、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後、十分ご検討の上、その実現について、しかるべき取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局より諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力いただきました。

これで予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和5年度川西町各会計補正予算7議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

採決に入ります。

議第69号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第3号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第70号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第71号 令和5年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第72号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第73号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第74号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第75号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第62号 令和4年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第68号 令和4年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの付託議案の審査報告について

○議長 日程第2、議第62号 令和4年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議第68号 令和4年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

この際、議員選出の鈴木孝之監査委員は、監査委員席にご着席ください。

当該7議案につきましては、本定例会第5日目の9月5日、本会議において決算特別委員会に審査を付託したものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題といたします。

決算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長高橋輝行君。

高橋輝行君。

（決算特別委員会委員長 高橋輝行君 登壇）

○決算特別委員会委員長 川西町議会決算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る9月5日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第62号 令和4年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第63号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第64号 令和4年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第65号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

認定について、議第67号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第68号 令和4年度川西町水道事業会計決算認定について、以上7議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会を設置し、示された日程に従い、町長、副町長、教育長をはじめ関係課長等職員の出席を求め、令和4年度における主要な施策の成果及び予算実績報告書を中心に詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた決算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑、討論を行い、慎重審査の結果、付託された議案はいずれも認定すべきものと決定いたしました次第であります。

決定の状況につきましては、議第62号 令和4年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第63号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第64号 令和4年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第65号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第66号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第67号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第68号 令和4年度川西町水道事業会計決算認定について、以上7議案につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

また、決算審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力いただきましたことに感謝の意を表し、決算特別委員会の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長 決算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和4年度川西町各会計決算認定7議案につきましては、決算特別委員会において、十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

鈴木孝之委員は自席にお戻りください。

直ちに採決に入ります。

議第62号 令和4年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第63号 令和4年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第64号 令和4年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第65号 令和4年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第66号 令和4年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第67号 令和4年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

議第68号 令和4年度川西町水道事業会計決算認定について、本議案について、決算特別委員会委員長の報告は認定であります。決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎発議第15号 「川西町議会こどもまんなか応援サポーター宣言」
に関する決議

○議長 日程第3、発議第15号 「川西町議会こどもまんなか応援サポーター宣言」に関する決議、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者茂木 晶君。

茂木 晶君。

(1番 茂木 晶君 登壇)

○1番 発議第15号 「川西町議会こどもまんなか応援サポーター宣言」に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和5年9月15日提出でございます。

提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

提出理由につきまして、子供に関する取組や政策が、社会の「まんなか」に据えられる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども家庭庁が発足した。その取組を応援する目的として「こどもまんなか応援サポーター」が結成され、川西町議会もこの趣旨に賛同し活動

していくため提出するものであります。

「川西町議会こどもまんなか応援サポーター宣言」に関する決議（案）でございます。

令和5年4月1日に、こども家庭庁が発足された。子供に関する取組や政策が、社会の「まんなか」に据えられる「こどもまんなか社会」の実現に向け発足したものである。

5月2日には、その取組を応援する目的として「こどもまんなか応援サポーター」が結成された。

川西町議会も、この趣旨に賛同し、子供の最善の利益を第一に考え、健やかで幸せに成長できる社会の実現に向け、「こどもまんなか応援サポーター」として活動することを宣言する。

以上、決議する。

本日付でございます。

この趣旨に賛同していただき、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第16号 議員の派遣について

○議長 日程第4、発議第16号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、寒河江 司君。

寒河江 司君。

○6番 それでは、私よりご説明申し上げます。

発議第16号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年9月15日提出。

提出者、賛成者につきましては記載のとおりであります。

議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記。

1、山形県町村議会議長会主催町村議会議員研修会。

(1) 目的、議員の識見を広め、議会活動の円滑化に資する。

(2) 派遣場所、山形市山形国際交流プラザ。

(3) 期日、令和5年10月20日。

(4) 派遣議員、議員全員。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第17号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議

○議長 日程第5、発議第17号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議、これを議題といたします。

高橋輝行君は、地方自治法第117条の規定により、除斥のため退場願います。

(高橋輝行議員 退場)

○議長 提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、遠藤明子さん。

遠藤明子さん。

○4番 それでは、発議第17号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年9月15日提出。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

提出理由につきまして、川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させた高橋輝行議員の責任は重く、断じて許されるものではない。自らの意思と責任において、町議会議員を辞職することを強く求めるものであります。

高橋輝行議員に対する辞職勧告決議（案）であります。

高橋輝行議員は、本年2月、空き家バンクの仲介と称して、手付金100万円を受領した。その後、売手、買手側から議員本人との連絡が取れなくなったことにより、買手側の親戚より、各議員に対し事態の收拾依頼の手紙が届いた。同時に各報道機関にも本件の情報が流れた。結果、高橋輝行議員の不正受領が、町内外に知れることとなった。その後、返金されたというものの、一連の行為は許されるものではない。

川西町議会では、全会一致で2度にわたり、説明責任の追及のための問責決議を可決した。しかし、その履行はされていない。

今回の行為は町民の信託を受けた町議会議員としての自覚を欠く行為であり、川西町議会政治倫理に関する決議に反するものである。

議員一人の問題にとどまらず、川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させたことの社会的、道義的責任は重い。

よって、川西町議会は、議会への町民の信頼を回復するため、自らの意思と責任において高橋輝行議員の議員辞職を勧告するものである。

以上、決議する。

令和5年9月20日、本日付。

川西町議会。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、

討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

高橋輝行君の復席を求めます。

(高橋輝行議員 復席)

◎請願第2号 JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由
通路の整備推進にかかる請願

○議長 日程第6、請願の審査報告を行います。

請願第2号 JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備推進にか
かる請願。

本請願は、本定例会において総務文教常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、
このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長渡部秀一君。

渡部秀一君。

(総務文教常任委員会委員長 渡部秀一君 登壇)

○議長 それでは、請願の審査報告をさせていただきます。

令和5年第3回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託されました
請願第2号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

本請願につきましては、去る9月8日に議場において委員6名の出席とまちづくり課長ほ
か関係職員の出席を得て、慎重に審査・検討いたしました。

本請願は、役場庁舎の移転に伴い、人の往来や物流が駅東側に流れていることから、駅西
側の中心市街地のにぎわいづくりを図るとともに、町民はもとより、本町を訪れる方々の利
便性を向上させるため、駅の東西を自由に往来できる通路の整備を推進する趣旨のものであ
ります。

審査に対し、委員からは東西のアクセスについて、整備方法は様々あるが、通学路及び通
勤路として利便性の向上が求められているにもかかわらず、第3次川西町総合計画以降、こ

これらの整備は行われていないため、実現に向け引き続き検証していく必要があることから、採択すべきという意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第2号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。

請願第2号 JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備推進にかかる請願、総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第18号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第7、発議第18号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。お諮りいたします。

本案は、各常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ検討され申出があったものであります。

これを許可したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第18号 閉会中の所管事務調査については、許可することに決定いたしました。

以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 これをもって、令和5年第3回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午前11時52分)